

教職員の服務事故について

このことについて、下記のとおり発令（6件）したのでお知らせします。

記

I

1 教職員に関する事項

- (1) 校 種 高等学校（区部）
- (2) 職 名 主 事
- (3) 年 齢 3 0 歳
- (4) 性 別 男

2 処分の程度

懲戒免職

3 発令年月日

令和 6 年 8 月 2 8 日

4 処分理由

令和 6 年 2 月 8 日午前 1 1 時 1 8 分頃から同日午前 1 1 時 1 9 分までの間、当時勤務校の女子更衣室において、ひそかに、あらかじめ同更衣室に設置した上記の者所有の小型カメラを使用して、同更衣室で着替え中の同校生徒が身に着けている下着の胸部を覆っている部分を撮影するなどした。

※ 本件については、生徒の人権に配慮し、被処分者の氏名及び学校名を公表しないこととした。

II

1 教職員に関する事項

- (1) 校 種 小学校（区部）
- (2) 職 名 養護教諭
- (3) 年 齢 4 4 歳
- (4) 性 別 女

2 処分の程度

減給 1 0 分の 1 1 月

- 3 発令年月日
令和6年8月28日

- 4 処分理由

勤務校校長から、精神障害者保健福祉手帳の提示による割引運賃を適用しない通勤手当額を支給すると決定を受けたにもかかわらず、令和3年4月中旬頃から令和4年3月下旬頃までの間、通勤定期券を、上記の者所有の同手帳を提示して購入したことなどにより、通勤手当105,465円及び旅費3,044円を不正受給した。

III

- 1 教職員に関する事項

- (1) 校 種 小学校（区部）
- (2) 職 名 教 諭
- (3) 年 齢 27歳
- (4) 性 別 男

- 2 処分の程度

戒 告

- 3 発令年月日
令和6年8月28日

- 4 処分理由

令和5年7月3日から同月31日までの間及び同年9月1日から令和6年2月21日までの間に、同校校長に届け出た通勤届と異なる通勤経路による通勤を行い、通勤手当119,090円不正受給した。

IV

- 1 教職員に関する事項

- (1) 校 種 小学校（多摩地域）
- (2) 職 名 教 諭
- (3) 年 齢 26歳
- (4) 性 別 男

- 2 処分の程度

戒 告

- 3 発令年月日
令和6年8月28日

- 4 処分理由

令和3年度勤務校保護者から徴収し、購入した漢字小テスト10種計320枚について、年間指導計画に基づいて適切な時期に同小テストの実施、採点及び返却を行うべきところ、同320枚のうち計83枚を返却しないなどした。

V

1 教職員に関する事項

- (1) 校 種 高等学校（区部）
- (2) 職 名 教 諭
- (3) 年 齢 33歳
- (4) 性 別 男

2 処分の程度

戒 告

3 発令年月日

令和6年8月28日

4 処分理由

令和5年10月27日午前8時45分頃から同日午前9時40分頃までの間に、修学旅行において宿泊したホテル又は同ホテルから駅までの間において、当時勤務校第2学年生徒356名分の学校名、学年、学級、氏名等の個人情報が記載された令和5年度同校修学旅行教員用しおりを紛失した。

VI

1 教職員に関する事項

- (1) 校 種 中等教育学校
- (2) 職 名 教 諭
- (3) 年 齢 30歳
- (4) 性 別 男

2 処分の程度

戒 告

3 発令年月日

令和6年8月28日

4 処分理由

令和5年11月21日午前8時40分頃から同月24日午前11時15分頃までの間に、勤務校において、当時同校第6学年生徒42名分の氏名、クラス、出席番号、定期考査素点等の個人情報が記載された教務手帳などを紛失した。

【問合せ先】

東京都教育庁人事部職員課
電話 03-5320-6798（直通）